

第 13 号

令和5年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について

令和5年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	負担すべき金額
1 農地海岸保全事業	工事費の100分の5に相当する金額
2 漁港海岸保全施設整備事業	工事費の100分の5に相当する金額

(提案理由)

令和5年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。